

個別所得の金額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法 人 名 ()
----------------	------------------	--------------

別表四の二付表 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

区 分	①	総 額		処 分	
		②	③	留 保	社 外 流 出
				配 当 そ の 他	そ の 他
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他	円
加 算	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2			
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3		そ の 他	
		4			
		5			
		6			
	小 計	7			
	減 算	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	8		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額		9		※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」)		10		※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額		11		※	
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額		12		※	
		13			
		14			
小 計		16			外 ※
仮 計 (1)+(7)-(16)	17			外 ※	
加 算	損金経理をした法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)	18			
	損金経理をした連結法人税個別帰属額及び 連結復興特別法人税個別帰属額	19			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)	20		そ の 他	
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 (利子割額を除く。)	21			
	損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 利 子 割 額	22			
	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	23			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延滞分を除く。)	24		そ の 他	
	小 計	25			
減 算	収益として経理した連結法人税個別帰属額 及び連結復興特別法人税個別帰属額	26			
	収益として経理した附帯税(利子税を除く。)	27		※	
	納税充当金から支出した事業税等の金額	28			
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	29			
	所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	30		※	
	小 計	31			外 ※
仮 計 (17)+(25)-(31)	32			外 ※	
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二「29」)	33	△		※	△
交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「20」)	34			そ の 他	
仮 計 (32)から(34)までの計	35			外 ※	
寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	36			そ の 他	
沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	37	△		※	△
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得 の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(二)「7」又は「9」)	38			※	
認定研究開発事業法人等の連結所得の金額の損金 算入額又は益金算入額(別表十(三)「7」又は「9」)	39			※	
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額及び復興特別法人税額から控除される復興 特別所得税額の個別帰属額(別表六(二)「22」+復興特別法人税申告書別表二「22」)	40			そ の 他	
税額控除の対象となる個別外国法人税の額等 (別表六(二)「10」-別表十七(二)「39」の計)	41			そ の 他	
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等 損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	42				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の 損金算入額又は益金算入額(別表十(五)「19」,「20」又は「22」)	43			※	
仮 計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)+(42)+(43)	44			外 ※	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	45				
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	46			※	
仮 計 (44)から(46)までの計	47			外 ※	
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表一「19」の計) +(別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」)	48	△		※	△
仮 計 (47)+(48)	49			外 ※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(四)「40」)	50	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十二)「10」)	51	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計)	52	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」)	53	△	△		
再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「12」)	54	△	△		
残余財産の確定の日の属する連結事業 年度に係る事業税の損金算入額	55	△	△		
個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	56			外 ※	